

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章(第十四条一第二十七条の四)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第十四条の二 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章(第十四条一第二十七条の三)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第十四条の二 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一</p>

項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第二十二条、第二十二條の三及び第二十二條の四の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一（略）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ〜ハ（略）

ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項、第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

三（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十六條 前條の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二

項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第二十二条及び第二十二條の三の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一（略）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ〜ハ（略）

ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項及び第七十二條の三の二第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

三（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十六條 前條の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二

第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する

第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用す

場合を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第二十二条において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十八条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十八条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第二十二条、第二十二條の三及び第二十二條の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 (略)

場合を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第二十二条において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十八条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十八条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第二十二条及び第二十二條の三の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 (略)

(介護納付金賦課総額)

第十八条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第二十二条及び第二十二條の四の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定に

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 (略)

(介護納付金賦課総額)

第十八条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第二十二条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

よる繰入金を除く。)の額

三 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五

三 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十

条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下の項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号に

五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下の項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号に

において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

二・三 (略)

2 4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第二十二条の三 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十八条又は第十八条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く）。

2 3 (略)

4 当該年度において、第二十二条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 第十八条又は第十八条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第二十二条第一項各号に規定する場合に

において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

二・三 (略)

2 4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第二十二条の三 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十八条又は第十八条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く）。

2 3 (略)

4 当該年度において、第二十二条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 第十八条又は第十八条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第二十二条第一項各号に規定する場合に

応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

二（略）

5・6（略）

（出産被保険者の保険料の減額）

第二十二條の四 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第二十九條の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第三十二條の十の二で定める場合には、出産の日。第二十七條の四第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する額の決定につ

応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

二（略）

5・6（略）

（新設）

いて準用する。この場合において、第十八条第二項及び第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の六の三又は第十八条の六の七」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第二十二条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

一 当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第二十二条第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ

同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第十八条第二項及び第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の六の三又は第十八条の六の七」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第六項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第二十七条の四 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市(区、町、村)長(管理者)に提出しなければならない。

- 一 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 三 出産の予定日

(新設)

四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 出産の予定日を明らかにすることができる書類

二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第一項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、市(区、町、村)長(管理者)が、出産被保険者について第一項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の第二十二條の四の規定は、令和五年度分の国民健康保険の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和五年度分の当該保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの当該保険料については、な

お従前の例による。